

紀美野町第3回定例会会議録

平成26年9月9日（火曜日）

○議事日程（第1号）

平成26年9月9日（火）午前9時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 議案第 89号 平成25年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第 90号 平成25年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 91号 平成25年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第 92号 平成25年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第 93号 平成25年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第 94号 平成25年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第 95号 平成25年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 議案第 96号 平成25年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 議案第 97号 平成25年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 議案第 98号 平成25年度紀美野町上水道事業会計決算の認定について
- 第14 議案第 99号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）について)
- 第15 議案第102号 紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例の制定について

- 第16 議案第101号 紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第17 議案第100号 紀美野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第18 議案第103号 紀美野町認定こども園条例の制定について
- 第19 議案第104号 紀美野町立学童保育所条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第105号 紀美野町保育所条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第106号 和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令事務協議会規約の変更について
- 第22 議案第107号 指定管理者の指定について
(紀美野町雨山水辺公園)
- 第23 議案第108号 平成26年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)について
- 第24 議案第109号 平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第25 議案第110号 平成26年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第26 議案第111号 平成26年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第26まで

○議員定数 14名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	七良浴 光君
2番	町田 富枝子君
3番	田代 哲郎君
4番	加納 国孝君

5 番 北 道 勝 彦 君
6 番 向 井 中 洋 二 君
7 番 上 北 よ し え 君
8 番 伊 都 堅 仁 君
9 番 仲 尾 元 雄 君
1 0 番 松 尾 紘 紀 君
1 1 番 上 柏 皖 亮 君
1 2 番 美 野 勝 男 君
1 3 番 美 濃 良 和 君
1 4 番 小 椋 孝 一 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	牛 居 秀 行 君
企 画 管 財 課 長	中 谷 嘉 夫 君
住 民 課 長	増 谷 守 哉 君
税 務 課 長	西 岡 秀 育 君
保 健 福 祉 課 長	宮 阪 学 君
産 業 課 長	大 窪 茂 男 君
建 設 課 長	山 本 広 幸 君
総 務 学 事 課 長 兼 教 育 次 長	中 尾 隆 司 君
生 涯 学 習 課 長	岩 田 貞 二 君

会 計 管 理 者 西 切 博 充 君
水 道 課 長 中 村 公 彦 君
地 籍 調 査 課 長 尾 花 延 弥 君
美 里 支 所 長 西 敏 明 君
国 体 推 進 課 長 南 秀 秋 君
代 表 監 査 委 員 向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 大 東 淳 悟 君
書 記 中 谷 典 代 君

開 会

○議長（小椋孝一君） 規定の定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第3回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

○議長（小椋孝一君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小椋孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、10番、松尾紘紀君、11番、上柏皖亮君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（小椋孝一君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、美野勝男君。

（議会運営委員長 美野勝男君 登壇）

○議会運営委員長（美野勝男君） 去る9月3日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日から25日までの17日間とし、再開日は17日、19日及び25日と決定しました。

議事日程につきましては、配付しております議事予定日程表のとおりであります。

なお、決算の認定につきましては、質疑を終了した後、決算審査特別委員会を設置して付託したいと思っております。

次に、一般質問の通告は9月10日（水曜日）の午後3時までといたします。

全員協議会は9月9日（火曜日）本会議終了後、開催したいと思っております。

次に、総務文教常任委員会を9月12日（金曜日）午前9時30分から、産業建設常任委員会を9月11日（木曜日）午前9時30分から開催したいと思っております。

また、決算審査特別委員会が設置された場合、9月17日、本会議終了後開催したいと思っております。

次に、広報編集委員会を9月19日、本会議終了後、開催したいと思っております。

なお、議事の進行上、日程を順次繰り延べる場合もありますので、よろしくお願ひします。

以上で報告を終わります。

(議会運営委員長 美野勝男君 降壇)

○議長(小椋孝一君) お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から9月25日までの17日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月25日までの17日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長(小椋孝一君) 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告が提出されております。

お手元に配付のとおりであります、御了承願ひします。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長(寺本光嘉君) 皆さん、おはようございます。

それでは開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、紀美野町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位を初め関係者の皆様方には何かと御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対し、心より厚くお礼を申し上げます。

さて、先日の敬老会では、皆様の御協力によりまして盛会裡に無事終了することができました。まことにありがとうございました。

また、8月9日から10日かけまして、西日本に甚大な被害をもたらした台風11号につきましても、紀美野町におきましては住家、非住家合わせまして12棟の床下浸水及び2棟の一部損壊がございましたが、おかげをもって人的被害もなくやり過ごすことができました。

しかしながら、広島市では8月20日未明に降った豪雨によって大規模な土石流が発生をし、多くの尊い命が奪われました。山間地域に住む私たちにとりましても決して対岸の火事ではございません。今後におきましても引き続き緊張感を持って防災、減災に取り組んでまいります。

次に、先月25日は、知事室におきまして県知事に対しまして平成27年度の県予算編成及び施策の策定に関する本町の要望書を提出したところでございます。

また7月19日から23日にかけて、紀の国わかやま国体のリハーサル大会として、全日本社会人ホッケー選手権大会が紀美野町スポーツ公園で開催され、多くの選手の方々や競技役員の皆様が来町され、町民や議会議員各位のお力添えをいただき、無事に大会を終了することができました。今後は来年の9月下旬から10月の中旬にかけて開催されます紀の国わかやま国体の開催に向け、議員各位のお力添えのもと、町民、職員が一丸となって、日本全国から来られる皆様方に心のこもったおもてなしができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に報告事項といたしまして、野上第2保育所を来年度より休園したいと考えております。野上第2保育所につきましては、園児の減少によりまして各クラスが少数となり、集団としての保育が困難な状態が続いている中で、以前より休園について保護者との協議を重ねてまいりました。また、施設につきましても昭和54年から使用されており、老朽化に伴う修繕費が多くなってきていることに加え修繕が困難な箇所もあり、快適な保育環境を確保できない状況であります。また安全対策や経済的観点等勘案した結果の判断でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、小川保育所の廃園及び子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、保育所条例の一部を改正する条例及び認定こども園条例の制定を今議会において御審議を賜るべく上程しております。子ども・子育て支援の新制度導入によりまして、来年度より、野上第一保育所を「紀美野町立きみのこども園」に名称を変更し、子育て支援のさらなる充実を図りたいと考えておりますので、あわせて御理解を賜りたいと存じます。

さて、今期定例会に上程している案件は、議案第89号から議案第111号までの23件であります。

平成25年度の一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定の承認をいただく案件が10件、専決処分の承認を求める案件が1件、条例の制定についての案件が4件、条例の一部改正に係る案件が2件、和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令

事務協議会規約の変更についての案件が1件、指定管理者の指定に係る案件が1件、平成26年度紀美野町一般会計及び特別会計の補正予算に係る案件が4件であります。

一般会計補正予算関連につきましては、主なものといたしまして、歳入については、今年度初めて交付された国の経済好循環実現対策として位置づけられた「がんばる地域交付金」を利用し、施設整備や施設の解体撤去の財源として活用すべく計上しております。次に歳出では、防災対策の一環として整備する長谷毛原中学校のヘリポート整備工事費、小川保育所の廃園に伴う解体撤去事業費、並びに台風11号において被災した施設の復旧に係る各災害復旧事業費などを計上しております。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いいたしまして、御挨拶並びに行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 次は、一般質問の通告は9月10日、午後3時までに提出願います。

今期、定例会までに受理した陳情は、お手元に配付のとおりであります。

陳情第3号は総務文教常任委員会へ付託いたしましたので、御報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

- ◎日程第 4 議案第89号 平成25年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第 5 議案第90号 平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第 6 議案第91号 平成25年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第 7 議案第92号 平成25年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第 8 議案第93号 平成25年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第 9 議案第94号 平成25年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第10 議案第95号 平成25年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

◎日程第11 議案第96号 平成25年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第12 議案第97号 平成25年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小椋孝一君） 日程第4、議案第89号、平成25年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第90号、平成25年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第91号、平成25年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第92号、平成25年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第93号、平成25年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第94号、平成25年度紀美野のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第95号、平成25年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、議案第96号、平成25年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び日程第12、議案第97号、平成25年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、一括議題とします。

説明を願います。会計管理者、西切君。

（会計管理者 西切博充君 登壇）

○会計管理者（西切博充君） 議案書の1ページをごらんください。ただいま一括議題とされました議案第89号から議案第97号までの説明をさせていただきます。説明は款項について執行額のみ読み上げさせていただきますので、御了承いただきたいと思えます。

なお、本決算につきましては、8月6日、7日、26日の3日間にわたり監査委員による決算審査を実施していただいております。

議案第89号、平成25年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により標記決算を別冊により、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

なお、以下、議案第90号から議案第97号までの朗読は省略させていただきますの

で、御了承いただきたいと思います。

それでは、別冊の平成25年度紀美野町決算書、2ページをごらんください。

平成25年度紀美野町一般会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

1款、町税の収入済額は8億4,903万7,477円、不納欠損額248万3,764円、収入未済額3,180万127円で、1項、町民税の収入済額3億5,311万5,525円、不納欠損額は43万724円、収入未済額1,081万8,894円、個人町民税の徴収率は現年度分98.92%、滞納分は36.21%、法人町民税の徴収率は100%、滞納分は6.85%でございます。2項、固定資産税の収入済額4億3,937万839円、不納欠損額は179万2,940円、収入未済額1,837万9,041円、徴収率は現年度分で98.7%、滞納分17.54%。3項、軽自動車税の収入済額2,996万885円、不納欠損額26万100円、収入未済額260万2,192円、徴収率は現年度分97.3%、滞納分14.79%。4項、市町村たばこ税の収入済額2,617万5,028円。5項、入湯税の収入済額41万5,200円でございます。

2款、地方譲与税は7,101万4,000円で、1項、地方揮発油譲与税が2,169万6,000円。2項、自動車重量譲与税が4,931万8,000円。

3款、利子割交付金は427万2,000円。

4款、配当割交付金は623万8,000円。

5款、株式等譲渡所得割交付金は806万7,000円。

6款、地方消費税交付金は8,248万2,000円。

7款、ゴルフ場利用税交付金は3,351万9,394円。

8款、自動車取得税交付金は1,920万4,000円。

9款、地方特例交付金は209万7,000円。

10款、地方交付税は41億183万8,000円。

11款、交通安全対策特別交付金は117万2,000円。

12款、分担金及び負担金は3,605万4,370円で、1項、分担金429万4,969円、2項、負担金が3,175万9,401円でございます。

次のページをごらんください。

13款、使用料及び手数料が9,123万3,982円で、1項、使用料は4,423万9,862円、収入未済額は491万1,100円。2項、手数料は4,699万4,120円、不納欠損額2万7,405円でございます。

14款、国庫支出金は7億7,676万8,962円で、1項、国庫負担金は1億7,761万1,591円。2項、国庫補助金は5億8,760万8,000円、収入未済額5,008万6,000円。3項、国庫委託金は1,154万9,371円で、主なものは衆議院議員選挙事務執行委託金や国民年金事務費交付金でございます。

15款、県支出金は4億2,644万4,186円で、1項、県負担金は1億8,041万1,916円。2項、県補助金は2億3,070万4,852円。3項、県委託金は1,532万7,418円でございます。

16款、財産収入は4,016万5,152円で、1項、財産運用収入は1,253万1,961円で土地建物賃貸料や物品貸付及び基金の預金利息等の収入でございます。2項、財産売払収入は2,763万3,191円でございます。

17款、寄附金は、ふるさとまちづくり応援寄附金の1,161万円でございます。

18款、繰入金は2億9,595万円で、財政調整基金、河川浄化推進事業基金、地上デジタル放送中継施設基金、瀬藤敏宏・千津子学校及び保育所環境整備促進基金からでございます。

19款、繰越金は前年度繰越金4億5,361万7,954円のうち、繰越明許分6,023万7,000円で、実質収支分が3億9,338万954円でございます。

20款、諸収入は2億1,398万3,051円で、1項、延滞金・加算金及び過料が122万1,006円。2項、町預金利子が43万415円。3項、貸付金元利収入が7,705万1,156円。4項、雑入は1億3,372万6,714円。5項、受託事業収入が155万3,760円でございます。

21款、町債は11億9,414万5,000円、収入未済額3億6,460万円で、歳入合計額が87億1,891万3,528円でございます。

次のページをごらんください。

歳出でございます。

1款、議会費の支出済額は9,097万7,891円でございます。

2款、総務費の支出済額は9億8,342万9,316円で、1項、総務管理費は8億1,579万7,277円で、企画費の携帯電話等エリア整備事業、地上デジタル放送混信対策事業委託や電子計算費の光ケーブル占用電柱立てかえによる移転工事、自治振興費のコミュニティバス運行委託、集会所整備事業、防災諸費の太陽光発電システム設置工事等各事業を実施しました。2項、徴税費は1億2,660万5,181円。3項、戸

籍住民基本台帳費は2,341万8,743円。4項、選挙費は1,665万4,179円で、主に参議院通常選挙費や町長選挙費及び町議会議員補欠選挙費でございます。

5項、統計調査費は66万8,936円。6項、監査委員費は28万5,000円でございます。

3款、民生費は15億648万4,946円で、1項、社会福祉費は11億7,066万2,811円で、国民年金事務費、老人福祉費、障害者福祉費、各種医療費等に助成し、福祉センターや長谷毛原健康センター管理運営費、特別会計繰出金等でございます。2項、児童福祉費は3億3,564万1,870円で、青少年対策費や保育所費を初め児童手当費等でございます。3項、災害救助費は18万265円で、昨年9月の台風18号の見舞金等でございます。

4款、衛生費は11億388万1,012円で、1項、保健衛生費は6億7,166万8,363円で、野上厚生病院、五色台広域施設組合への負担金や各種検診委託料、予防接種、簡易水道及び診療所特別会計への繰出金が主なものでございます。2項、清掃費は4億3,221万2,649円で、翌年度繰越額が3億384万3,000円で、海南海草環境衛生施設組合、紀の海広域施設組合への負担金、合併浄化槽設置補助金や、ごみ収集、し尿処理等の支出でございます。

5款、農林水産費は4億6,027万6,198円で、1項、農業費は3億9,669万5,714円で、農業委員会費や農業振興費の緑の生産地域人材育成事業委託料や町農業経営支援事業補助金、中山間地域直接支払交付金、耕地総務費の幹線道路整備事業費負担金や地籍調査事業費、農業体質強化基盤整備促進事業費、農業集落排水事業特別会計への繰出金等の支出でございます。2項、林業費は2,909万6,755円で、間伐材流通支援事業補助や林道維持補修工事等でございます。3項、水産業費は貴志川漁業組合へのアユ等の放流補助金で、305万円の支出でございます。4項、山村振興費の3,143万3,729円は委託料や補助金等を支出し、地域の活性化に努めました。

6款、商工費は3,064万3,742円で、町商工会やシルバー人材センターに補助をし、観光費ではトイレ掃除や施設管理委託料及び各種協会に補助金等を支出しました。

7款、土木費は5億7,608万2,748円で、1項、土木管理費は2,334万4,313円、2項、道路橋梁費は4億3,223万1,024円で、翌年度繰越額が2,700万5,000円でございます。道路橋梁維持費や新設改良の委託料や工事請負費でございます。3項、住宅費は9,676万9,527円で、主に公営住宅建設費や修繕及

び運営費でございます。4項、公園費はくすのき公園の管理運営の35万8,648円でございます。5項、建設残土処理は2,337万9,236円で、残土処理場の管理運営を行いました。

8款、消防費は4億4,135万6,081円、繰越額901万4,000円で、常備消防費は消防救急無線デジタル化や高機能指令システム等共同整備事業の負担金、備品購入費等に、また非常備消防費は消防用備品購入費が主なものでございます。

次のページをごらんください。

9款、教育費は7億5,542万453円で、1項、教育総務費は1億330万2,539円で、教育委員会費や事務局費で、教育諸費では各校区内の通学バス運行、ALTや教育支援補助を行いました。2項、小学校費は7,257万2,305円で、学校管理費の野上小学校給食室の改修工事や学校の教材用備品等の支出でございます。3項、中学校費は3億7,588万2,084円で、教材用備品や繰越事業の野上中学校校舎等整備事業に支出しました。4項、社会教育費は1億2,946万300円で、翌年度繰越額が760万2,000円。公民館費、人権教育費及びみさと天文台管理運営費や文化センター管理運営費等が主なものでございます。5項、保健体育費は7,420万3,225円で、スポーツを通じ他世代の交流を図れるイベント等の開催や生涯スポーツ推進、また各施設の維持管理に努め、2015年開催の紀の国わかやま国体に向けての国体推進費でございます。

10款、災害復旧費は5,474万1,875円で、1項、公共土木施設災害復旧費は1,119万8,575円。2項、農業水産業施設災害復旧費は4,354万3,300円。

11款、公債費は17億3,179万7,592円で、元金と利子の償還分でございます。

12款、諸支出金は4億6,778万7,966円で、全て基金の積み立てでございます。

歳出合計82億287万9,820円。翌年度繰越額が4億3,570万8,000円となりました。詳細につきましては事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

次、150ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額87億1,891万3,528円。歳出総額82億287万9,820円。歳入歳出差引額5億1,603万3,708円。繰越明許費、繰越額が2,102万2,000円となるため、実質収支額は4億9,501万1,708円でございます。

続きまして、特別会計に移らせていただきます。

152ページをごらんください。

平成25年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

1款、国民健康保険税の収入済額は2億4,808万9,560円で、不納欠損額は188万9,701円、収入未済額は3,572万8,230円、徴収率は一般被保険者分で86%、退職被保険者分で93.52%でございます。

2款、使用料及び手数料は督促手数料の3万6,184円。

3款、国庫支出金は3億7,702万5,483円で、1項、国庫負担金は2億7,207万3,483円。2項、国庫補助金は1億495万2,000円。

4款、療養給付費等交付金は9,503万6,807円。

5款、前期高齢者交付金は3億4,574万3,736円。

6款、県支出金は8,957万4,256円で、1項、県負担金は1,193万256円、2項、県補助金が7,764万4,000円でございます。

7款、共同事業交付金は2億1,083万3,674円。

8款、財産収入は基金の預金利息6,019円。

9款、諸収入は96万4,023円で、延滞金や第三者納付金、雑入でございます。

10款、繰入金は1億6,840万6,395円で、一般会計繰入金1億1,363万1,000円、保健基盤安定繰入金が4,277万5,395円、財政調整基金繰入金が1,200万円でございます。

11款、繰越金は4,851万1,293円で、収入合計15億8,422万7,430円でございます。

続きまして、歳出でございます。次のページをごらんください。

1款、総務費の支出済額は858万4,040円で、1項、総務管理費が712万5,200円。2項、徴税費が137万4,840円。3項、運営協議会費が8万4,000円。

2款、保険給付費は10億5,564万3,034円で、1項、一般被保険者療養諸費が8億4,874万8,573円。2項、退職被保険者療養諸費が7,181万8,996円。3項、審査支払手数料が163万3,691円。4項、高額療養費が1億3,105万934円。5項、移送費がゼロ。6項、出産育児諸費が207万840円。7項、葬祭費が32万円でございます。

3款、後期高齢者支援金等は1億6,370万3,562円。

4款、前期高齢者納付金等は15万9,560円。

5款、老人保健拠出金は8,473円。

6款、介護納付金は7,628万9,439円。

7款、共同事業拠出金は1億8,035万8,275円。

8款、保険事業費は1,850万9,546円で、1項、特定健康診査等事業費が891万9,183円。2項、保険事業費が959万363円でございます。

9款、諸支出金は3,392万9,909円で、1項、償還金及び還付加算金が498万2,080円で、保険税還付が103万7,900円、療養給付費確定による県への返還金が394万4,180円。2項、繰出金は厚生病院、各診療所へ468万6,000円。3項、基金費は2,426万1,829円で、国保財政調整基金への積み立てでございます。

次のページをごらんください。

歳出合計15億3,718万5,838円でございます。

178ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額15億8,422万7,430円。歳出総額15億3,718万5,838円。歳入歳出差引額が4,704万1,592円で、実質収支も同額でございます。

続きまして、180ページをごらんください。

平成25年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

1款、診療収入の収入済額は5,168万1,006円。

2款、使用料及び手数料は47万6,700円。

3款、繰入金は1,528万9,000円で、一般会計から1,155万6,000円、調整交付金から373万3,000円でございます。

4款、繰越金は236万4,717円。

5款、諸収入は37万6,250円で、保険外収入と雑入でございます。

歳入合計は7,018万7,673円でございます。

次のページ、歳出でございます。

1款、総務費の支出済額は3,791万3,413円でございます。

2款、医療費が2,833万9,435円で、主に医療品衛生材料費でございます。

支出合計6,625万2,848円でございます。

190ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額7,018万7,673円。歳出総額6,625万2,848円。歳入歳出差引額393万4,825円で、実質収支も同額でございます。

続きまして、192ページをごらんください。

平成25年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

1款、保険料の収入済額は8,952万8,150円、収入未済額は106万2,950円で、徴収率は特別徴収分で100.08%、普通徴収分で98.43%、滞納分は15.4%でございます。

2款、使用料及び手数料は5,300円で、これは督促手数料でございます。

3款、繰入金は2億3,346円1,000円で、一般会計からの繰り入れでございます。

4款、繰越金は117万6,968円で、前年度からの繰越金でございます。

5款、諸収入は2,141万3,062円で、これは前年度の医療給付費負担金の清算金が主なものでございます。

歳入合計3億4,558万4,480円でございます。

次のページをごらんください。歳出でございます。

1款、総務費の支出済額は1,589万8,565円で、1項、総務管理費は1,494万2,768円。2項、徴収費は95万5,797円でございます。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金は3億2,769万537円。

3款、諸支出金は1万7,500円で、保険料の払戻金でございます。

歳出合計3億4,360万6,602円でございます。

204ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億4,558万4,480円。歳出総額3億4,360万6,602円。歳入歳出差引額197万7,878円で、実質収支も同額でございます。

続きまして、206ページをごらんください。

平成25年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

1款、介護保険料の収入済額は2億4,708万1,400円で、不納欠損額は64万1,800円、収入未済額は263万2,750円で、徴収率は現年度特別徴収分が100.03%、普通徴収分が92.2%、滞納分で29.5%でございます。

2款、使用料及び手数料は、督促手数料の5,750円。

3款、国庫支出金は4億2,190万5,058円で、1項、国庫負担金が2億6,540万13円。2項、国庫補助金が1億5,650万5,045円でございます。

4款、支払基金交付金は4億3,205万5,000円でございます。

5款、県支出金は2億2,824万7,022円で、1項、県負担金は2億2,305万7,000円。2項、県補助金で519万22円でございます。

6款、繰入金は2億339万1,266円。

7款、繰越金は前年度繰越金2,607万6,785円。

8款、諸収入は718万3,932円で、延滞金や返納金、雑入の介護予防計画作成報酬等でございます。

9款、町債は財政安定化基金貸付金の1,875万9,000円。

10款、財産収入は基金の預金利息の1,499円で、歳入合計15億8,470万6,712円でございます。

次のページをごらんください。歳出でございます。

1款、総務費の支出済額は2,282万756円で、1項、総務管理費は1,092万311円。2項、徴収費は88万1,614円。3項、介護認定審査会費は1,097万831円。4項、地域密着型サービス運営委員会費が4万8,000円でございます。

2款、保険給付費は14億6,286万3,395円で、1項、介護サービス等諸費は12億6,169万5,206円。2項、介護予防サービス等諸費は6,338万2,986円。3項、その他諸費94万4,795円。4項、高額介護サービス等諸費3,437万1,173円。5項、高額医療合算介護サービス等諸費533万4,435円。6項、特定入所者介護サービス等費9,713万4,800円でございます。

3款、地域支援事業費は2,674万3,037円で、1項、介護予防事業費が714万7,713円。2項、包括的支援事業・任意事業費が1,959万5,324円でございます。

4款、諸支出金は1,590万7,845円で、過年度返還金の1,582万845円と保険料払戻金の8万7,000円でございます。

5款、公債費は、財政安定化基金償還金の2,363万円でございます。

6款、基金積立金は、介護給付費準備基金積立金の1,499円でございます。

歳出合計15億5,196万6,532円でございます。

230ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額15億8,470万6,712円。歳出総額15億5,196万6,532円。
歳入歳出差引額が3,274万180円で、実質収支も同額でございます。

続きまして、232ページをごらんください。

平成25年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算書の歳入で
ございます。

1款、使用料及び手数料の収入済額は3,715万6,289円で、ふれあい公園施設
使用料とふれあい館使用料でございます。

2款、財産収入は1万9,821円で、基金の利息でございます。

3款、繰入金は財政調整基金から300万円。

4款、繰越金は508万9,677円で、前年度繰越金でございます。

5款、諸収入は21万2,990円で、1項、受託事業収入は県営施設受託事業収入
9万5,130円。2項、雑入はごみ袋代等の11万7,860円で、歳入合計は4,5
47万8,777円でございます。

次のページをごらんください。歳出でございます。

1款、総務費の支出済額は4,178万561円。

2款、諸支出金は財政調整基金に256万4,821円を積み立て。歳出合計4,43
4万5,382円でございます。

242ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額4,547万8,777円。歳出総額4,434万5,382円。歳入歳出差引
額113万3,395円で、実質収支も同額でございます。

続きまして、244ページをごらんください。

平成25年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

2款、使用料及び手数料は839万8,300円で、収入済額27万4,600円、徴
収率は現年度で98.71%、滞納分で39.89%でございます。

3款、繰入金是一般会計よりの1,770万円。

4款、繰越金は前年度繰越金の36万4,142円で、歳入合計2,646万2,44
2円でございます。

次のページをごらんください。歳出でございます。

1款、総務費の支出済額は1,194万1,845円でございます。

2 款、公債費は 1,414 万 3,146 円で、元金と利子の償還分で、歳出合計 2,608 万 4,991 円でございます。

254 ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 2,646 万 2,442 円。歳出総額 2,608 万 4,991 円。歳入歳出差引額 37 万 7,451 円で、実質収支も同額でございます。

続きまして、256 ページをごらんください。

平成 25 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

1 款、使用料及び手数料の収入済額は 3,857 万 2,446 円で、1 項、使用料は 3,856 万 6,446 円で、収入未済額は 337 万 6,261 円、徴収率は現年度分で 98.65%、滞納分で 8.56% でございます。2 項、手数料は 6,000 円でございます。

2 款、分担金及び負担金は、給水加入負担金 5 万 2,500 円。

3 款、繰入金は、一般会計からの 117 万 2,000 円。

4 款、諸収入は 30 万 2,550 円で、水道管移設き損事故賠償金、部品の売却代、消費税還付金でございます。

5 款、繰越金は 1,938 万 2,816 円。

6 款、県支出金は、県移譲事務交付金の 2 万 526 円で、歳入合計は 5,950 万 2,838 円でございます。

次のページをごらんください。歳出でございます。

1 款、衛生費の支出済額は 3,744 万 2,701 円で、一般管理費及び修繕費や材料費でございます。

2 款、公債費は 468 万 8,700 円で、長期債の元金と利子で、歳出合計は 4,213 万 1,401 円でございます。

続きまして、268 ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 5,950 万 2,838 円。歳出総額 4,213 万 1,401 円。歳入歳出差引額が 1,737 万 1,437 円で、実質収支も同額でございます。

続きまして、270 ページをごらんください。

平成 25 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

1 款、使用料及び手数料の収入済額は 6,596 万 2,537 円で、1 項、使用料は、水道使用料の 6,595 万 6,537 円で、収入未済額は 168 万 1,113 円、徴収率は現年度分で 99.03%、滞納分で 29.45% でございます。2 項、手数料は 6,0

00円でございます。

2款、分担金及び負担金は10万5,000円で、給水加入負担金でございます。

3款、繰入金は3,275万円で、一般会計からの繰り入れでございます。

4款、諸収入は254万6,032円で、移設工事や補償金と部品の売却代でございます。

5款、繰越金は、前年度繰越金93万5,680円。

6款、県支出金は、県移譲事務交付金2万526円で、歳入合計は1億231万9,775円でございます。

次のページをごらんください。歳出でございます。

1款、衛生費の支出済額は6,275万3,391円で、一般管理費及び修繕費や原材料費、町道改良工事に伴う水道管移設工事等でございます。

2款、公債費は3,850万4,632円で、元金及び利子の償還分で、歳出合計1億125万8,023円でございます。

282ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億231万9,775円。歳出総額1億125万8,023円。歳入歳出差引額106万1,752円で、実質収支も同額でございます。

続きまして、財産に関する調書でございます。284ページをごらんください。

財産に関する調書は町の平成26年3月31日での財産の状況を記載しております。

1、公有財産土地及び建物は、道路、橋梁、河川等を除く土地、建物の状況を記載しております。決算年度中の増減では、公営住宅用地1,203平方メートルの土地を開発公社から購入しました。その他施設では、集会所用地として寄附をいただいた2,061平方メートルの土地と、その建築物の取り壊し186平方メートルと新築された建物178平方メートルの差が8平方メートルの減少となりました。宅地ですが、1,263平方メートルの減少は、旧町営住宅跡地売却によるものでございます。

次に、290ページをごらんください。

(2)の山林は、増減はございません。

(3)有価証券の変更分については、(4)の出資による権利に掲載している株式会社和歌山海南地方産業情報センターが株式会社サイバーリンクスに吸収合併され、出資金の持ち分をサイバーリンクスに移行したもので、年度末現在高は27万2,000円でございます。

(4) 出資による権利の変更分については、株式会社和歌山海南地方産業情報センター出資金においては、前行で申し上げたとおり、合併に伴い持ち分を株式会社サイバーリンクスに移行したもので、年度末現在高はありません。

次のページをごらんください。

2、物品でございますが、自動車等の増減を記載しております。老朽化やリースに移行したものがありますが、詳細な説明は省略させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

293ページをごらんください。

3、債権でございます。これは貸し付けや損害賠償及び損害金で、4件の該当するものがあります。

1件目、災害援護資金県費貸付金で、平成23年度台風12号による被災者の方に170万円を貸し付けたものです。この件については、過去において掲載を怠っていたことをこの場をかりておわびしたいと思います。申しわけございませんでした。

2件目、土地開発公社に対する貸付金7,200万円のうち5,700万円が返済され、年度末貸付残高は1,500万円でございます。

3件目、ふるさと公社に対する貸付金2,000万円は、同公社解散に伴い全額返済されました。

4件目、旧美里町歳計外資金損害賠償及び損害金については、裁判終結に伴い確定されました回収総額2億2,308万8,000円で、回収額が2,530万8,000円、年度末現在高が1億9,780万円でございます。

次のページをお願いします。

4、基金でございます。残高のみ読み上げさせていただきます。単位は1,000円でございます。

一般会計財政調整基金は9億8,668万3,000円。

減債基金は3,083万6,000円。

上芝貞夫文化教育振興基金は3,679万1,000円。

ふるさと創生基金は260万4,000円。

福祉基金は1,178万5,000円。

河川浄化推進事業基金は2,319万2,000円。

中山間ふるさと水と土保全基金は2,049万8,000円。

土地開発基金は不動産の増減はございません。現金では3,921万円。

美里の湯かじか荘基金は32万5,000円。

水産業振興基金の残金はゼロでございます。

地域振興基金は9,931万円。

地上デジタル放送中継施設基金は8,808万7,000円。

ふるさとまちづくり応援基金は546万9,000円。

合併振興基金は8億7,392万5,000円。

国民健康保険財政調整基金は2,280万3,000円。

国民健康保険出産費資金貸付基金は増減なく96万円。

ふれあい公園運営事業財政調整積立金は3,540万8,000円。

介護給付費準備基金は596万5,000円。

瀬藤敏宏・千津子学校及び保育所環境整備促進基金は905万4,000円。

基金の現金の合計残高は22億9,290万5,000円でございます。

簡単ではございますが、これで説明を終わらせていただきたいと思います。

(会計管理者 西切博充君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 説明が終わりましたので、監査結果について、報告願います。

代表監査委員、向江君。

(代表監査委員 向江信夫君 登壇)

○代表監査委員(向江信夫君) ただいま会計管理者から平成25年度の決算について報告がございましたので、私から監査報告をさせていただきます。

11ページから12ページをごらんください。

平成26年8月6日から26日にかけて、当役場において、美野監査委員と私の2人で監査を行いました。

意見書は次のとおりです。

平成25年度紀美野町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成25年度紀美野町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりです。

審査対象は、平成25年度紀美野町一般会計及び8つの特別会計決算及び関係帳簿等

です。個々に監査報告を申し上げるのが本当でございますが、一括して監査の総括的意見で御勘弁をお願い申し上げます。

各会計の予算額及び収入支出済額は、関係帳簿による出納書類を余すところなく照査の上、その内容についても慎重に審査した結果、本決算は正確であるものと認められました。

ただし、収入面においては、景気の影響や人口減少、高齢化などの要因から年々地方税が減収しています。今まで以上に町税の徴収が重要になってきており、貴重な自主財源確保のため、より一層の適正な徴収に努め、滞納額の減少に努めるとともに不納欠損処理に至らぬよう、その前の対策を講じていただきたい。

町営住宅や町営駐車場の使用料については、昨年度と比べ滞納額が減少し改善が見られますが、住民負担の公平性の確保と受益者負担の原則に立ち、徴収率の向上に向け取り組んでいただきたい。

支出面においては、物品単価契約に基づく物品の購入について積極的に活用させていただいているところですが、今後も引き続き町内業者の育成と町活性化のため積極的に町内業者を御活用いただきたい。

町財政の硬直化につながりかねない借地料については、役場の内部組織で公共施設の見直しを含めた形で借地料削減のため検討を重ねられているところですが、引き続き地権者と十分話し合いを行い、借地の解消に努めていただきたい。

長谷毛原健康センターについては、地域の集会施設や避難所として活用されておりますが、特定業者が使用している時間が多いことから、今後施設をどう管理していくかなど御検討いただきたい。

地方債については、平成19年度より毎年借入利率の高い地方債の繰り上げ償還を実施することにより地方債残高が減少し、実質公債費比率が減少しているが、依然として残高が高い状況であります。引き続き高い借入利率の地方債の繰り上げ償還を行い、財政の健全化に努めていただきたい。

野上簡易水道事業、美里簡易水道事業の水道料の未収金については、年々増加しています。水道料金は私法上の債権とされ、早期徴収に向けた体制の強化や時効中断を含む的確な時効処理等の実施を行い、未収金の解消に最善を尽くされたい。

平成26年8月26日。紀美野町代表監査委員、向江信夫。紀美野町監査委員、美野勝男。

以上で、平成25年度紀美野町一般会計・特別会計の決算審査の報告を終わらせていただきます。

続きまして、22ページをお開きください。

基金の運用状況の審査意見書です。

地方自治法第241条第5項の規定により基金について審査をしたところ、その運用状況に問題なく、また預金証書の額面、利息計算書、その他証票書類が符号したので適正であるものと認められました。

平成26年8月26日。紀美野町代表監査委員、向江信夫。紀美野町監査委員、美野勝男。

続きまして、25ページから26ページをごらんください。

平成25年度財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書について報告いたします。

町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を行いました。

健全化判断比率、野上簡易水道事業会計、美里簡易水道事業会計、農業集落排水事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、野上簡易水道事業会計、美里簡易水道事業会計、農業集落排水事業会計の資金不足比率は、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回っている状況であり、指摘すべき事項は特にありません。

平成26年8月26日。紀美野町代表監査委員、向江信夫。紀美野町監査委員、美野勝男。

以上で監査報告を終わらせていただきます。

(代表監査委員 向江信夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時16分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

◎日程第13 議案第98号 平成25年度紀美野町上水道事業会計決算の認定について

○議長（小椋孝一君） 日程第13、議案第98号、平成25年度紀美野町上水道事業会計決算の認定について、議題とします。

説明を願います。水道課長、中村君。

（水道課長 中村公彦君 登壇）

○水道課長（中村公彦君） 議案書の10ページをお開き願います。

議案第98号、平成25年度紀美野町上水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、標記決算を別冊により別紙監査委員の意見書（写）をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

別冊の紀美野町上水事業決算書を御揭示願います。

1ページをお開きください。

決算報告書。平成25年度紀美野町上水道事業決算報告書。

（1）収益的収入及び支出でございます。

まず収入でございますが、第8款、水道事業収益で決算額1億1,080万6,342円、予算額に対し決算額の増減は16万1,658円の減でございます。

第1項、営業収益、決算額1億781万8,550円で、予算額に対して124万7,450円の減でございます。

第2項、営業外収益では、決算額298万7,792円で、予算額に対し108万5,792円の増でございます。

次に支出でございます。第9款、事業費用の決算額が9,959万4,145円で、不用額が1,137万3,855円でございます。

第1項、営業費用、決算額が9,047万1,582円でございます。不用額が783万3,418円でございます。

第2項です。営業外費用で決算額が912万2,563円でございます。不用額が139万8,437円でございます。

第4項、予備費では、決算額はゼロで、不用額が214万2,000円でございます。続きまして、2ページをお開き願います。

(2)でございますが、資本的収入及び支出でございます。

まず収入ですが、第10款の資本的収入の決算額が1,071万2,850円で、予算額に対し71万2,850円の増でございます。

第1項、企業債の決算額はございません。

第2項、工事負担金は、決算額が1,071万2,850円で、予算額に対し71万2,850円の増でございます。

次に支出でございます。第11款の資本的収入では、決算額が2,950万5,267円、不用額が82万2,733円でございます。

第1項の建設改良費では、決算額が1,632万6,450円、不用額が86万2,550円でございます。

第2項の企業債償還金が1,317万8,817円で、不用額が183円でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額1,879万2,417円は、消費税及び地方消費税資本的支出調整額26万7,315円と過年度分損益勘定留保資金1,852万5,102円で補填いたしました。

続きまして、3ページをお願いします。

損益計算書でございます。平成25年度紀美野町上水道損益計算書でございます。

1、営業収益ですが、(1)の給水収益が1億149万2,819円、(2)の受託工事収益はございません。(3)のその他営業収益120万871円。営業収益の合計といたしまして1億269万3,690円でございます。

2の営業費用、(1)の原水及び浄水費が1,364万9,625円、(2)の配水及び給水費が2,814万6,343円、受託工事費はゼロでございます。(4)の業務及び総係費が2,300万6,180円、(5)の減価償却費が2,362万311円、(6)の資産減耗費は39万1,671円でございます。(7)のその他営業費用はございません。営業費用の合計といたしましては8,881万4,130円となりまして、営業収益1億269万3,690円から営業費用8,881万4,130円を差し引きしまして、営業利益が1,387万9,560円でございます。

続きまして、4ページをお開き願います。

3、営業外収益、(1)受取利息及び配当金が10万943円、(2)他会計補助金が11万5,099円、(3)雑収益が263万9,843円、計285万5,885円でございます。

4の営業外収益では、(1)の支払利息579万563円、これは企業債の利息でございます。(2)雑支出がゼロ円、営業外費用といたしましては、285万5,885円となり、293万4,678円のマイナスでございます。経常利益といたしましては1,094万4,882円でございます。

当年度純利益は1,094万4,882円、前年度繰越純利益剰余金が1億4,154万7,123円で、当年度末処分利益剰余金が1億5,249万5円でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

平成25年度紀美野町上水道事業剰余金計算書でございます。

まず資本金剰余金であります。国・県の補助金としまして、前年度末残高が32万8,000円、処分後残高が32万8,000円、当該年度末残高が32万8,000円でございます。工事負担金、前年度末残高が1億3,105万951円、処分後残高が1億3,105万951円、当年度変動額が1,020万2,715円、当年度末残高が1億4,125万3,666円です。資本剰余金合計が1億3,137万8,951円で、処分後残高が1億3,137万8,951円、当該変動額1,020万2,715円で、当年度末残高は1億4,158万1,666円です。

それから利益剰余金であります。減債積立金として、前年度末残高が250万円、前年度処分額が50万円、議会の議決による処分額が50万円、積立金の積み立てが500万円で、当年度末残高としましては300万円でございます。

建設改良積立金はございません。

利益剰余金、未処分利益剰余金では前年度末残高が1億4,204万7,123円、前年度処分額が50万円、議会の議決による処分額が50万円、積立金の積み立てが50万円、繰越利益剰余金が1億4,157万7,123円で、当年度末処分利益剰余金が1億4,154万7,123円でございます。

利益剰余金合計では、1億4,404万7,123円、前年度処分額50万円、議会の議決による処分額が50万円、積立金の積み立てが50万円、処分後残高は1億4,454万7,123円、当が変動額1,094万4,882円、当該純利益1,094万4,882円、当年度末残高が1億5,549万2,005円でございます。

資本合計です。前年度末残高が2億7,542万6,074円、前年度処分額が50万円、議会の議決による処分額が50万円、積立金の積み立てが50万円、処分後残高は2億7,592万6,074円、当該変動額2,114万7,597円、当該純利益1,0

94万4,882円、当年度末残高が2億9,707万3,671円でございます。

続きまして、6ページをお開きください。

平成25年度紀美野町上水道事業剰余金処分計算書(案)といたしまして、当該年度末残高、未処分利益剰余金が1億5,249万2,005円、議会の議決による処分額で50万円、積立金が50万円、建設改良積立金はなしで、翌年度への繰越利益剰余金としまして1億5,199万2,005円となります。

続きまして、7ページをお開きください。

平成25年度紀美野町上水道事業貸借対照表でございます。

1の固定資産でございます。(1)有形固定資産として、イの土地が1,266万709円、ロの建物については2,204万3,228円でありまして、減価償却累計額を差し引きまして749万2,847円となります。ハの構築物については9億6,385万1,342円でありまして、減価償却累計額を差し引きまして、5億1,666万5,468円となります。

ニの機械及び装備については1億2,475万2,137円でありまして、減価償却累計額を差し引きまして、1,718万7,865円となります。

ホの車両及び運搬具については765万7,606円でありまして、減価償却累計額を差し引きまして、130万4,234円となります。

ヘの工具器具及び備品については584万2,840円でありまして、減価償却累計額を差し引きまして、58万9,160円となります。

有形固定資産合計及び固定資産合計が同額の5億5,590万283円でございます。

次に、2の流動資産でございます。(1)現金預金は、平成25年3月末現在で2億2,248万8,403円でございます。現金預金の内容といたしましては、定期が1億5,000万円と普通預金が7,248万8,403円でございます。

(2)の未収金が665万7,982円でございます。

(3)の貯蔵品が30万5,434円、(4)のその他流動資産はゼロでございます。流動資産合計が2億2,945万1,819円で、資産合計といたしまして7億8,535万2,102円でございます。

続きまして、8ページの負債の部をお願いいたします。

3、固定負債、(1)の引当金、イの修繕引当金が539万2,000円でございます。固定負債合計が同じく539万2,000円でございます。

4の流動負債では（1）未払金が456万7,561円でございます。

（2）その他流動負債が20万1,464円でございます。流動負債合計476万9,025円で、負債合計額が1,016万1,025円でございます。

続きまして、資本の部であります。5の資本金、（1）自己資本金、イの固有資本金が299万9,660円、ロの繰入資本金が4,839万9,000円、ハの繰入資本金が1億6,368万1,998円でありまして、自己資本金合計といたしましては、2億1,508万658円でございます。

続きまして、9ページをお開きください。

（2）の借入金資本金では、イの企業債が2億6,303万6,748円で、借入資本金の合計が2億6,303万6,748円でございます。資本金合計が4億7,811万7,406円でございます。

6の剰余金、（1）の資本剰余金でイの国庫補助金が32万8,000円、ロの負担金が1億4,125万3,666円、資本剰余金合計といたしまして1億4,158万1,666円でございます。

（2）の利益剰余金で、イの減債積立金が300万円でございます。ロの建設改良積立金がゼロでございます。ハの当年度末処分利益剰余金が1億5,249万2,005円でありまして、利益剰余金合計が1億5,549万2,005円でございます。利益剰余金合計が2億9,707万3,671円、資本金合計が7億7,519万1,077円でございます。負債資本金合計といたしまして7億8,535万2,102円でございます。

続きまして、10ページの6、事業報告書でございます。

平成25年度紀美野町上水道事業報告で、1の概況として、（1）の総括事業、営業で、給水人口が25年度3月末で5,211人、前年度に比較いたしまして141人の減でございます。

次に配水量の総量では、65万1,799立方メートル、前年度と比較いたしまして697立方メートルの減となっております。1日最大が1,893立方メートル、前年度より99立方メートルの減でございます。1日平均が1,786立方メートルで、前年度より2立方メートルの減でございます。有収水量が61万2,691立方メートルで、前年度より5,596立方メートルの減でございます。有収率が25年度は94%で、前年度より0.6%の減でございます。

（2）水道事業関係議会議決事項といたしましては、議案第27号は平成25年度紀

美野町上水道事業会計当初予算として、平成25年3月5日に提出いたしまして、3月26日に議決をいただきました。

(3) 職員に関する事項でございます。平成26年3月31日現在では、事務吏員が2名、技術吏員が2名、計4名でございます。これは前年度と変わりはありません。続きまして、11ページの2工事でございます。

(1) の建設改良工事の概況では、2件の工事を施工いたしました。1つは、工事名が平中通り2号線道路改修工事に伴う水道管移設工事で、施工内容は配水管新設工事(動木地内)、これは龍光橋の改修に伴う新設工事でございます。DCIPというのは、これはダクティル管の略でございます。口径150ミリの延長48.60メートルを施工いたしました。

2つ目は、工事名が県道岩出野上線地方特定道路整備工事に伴う配水管移設工事で、施工内容は配水管新設、HPPというのは、これは耐震型高性能ポリエチレン管という略でございます。口径75ミリで延長172.80メートル、HPP口径150ミリで延長99.10メートル施工いたしました。

(2) の保存工事の概況はございません。

次に12ページから13ページでございますが、3の業務に関しましては先ほど説明を申しあげました総括事業と同じ内容でございますので、省略させていただきます。

続きまして、14ページをお開き願います。

4、会計、(1) 重要契約の要旨でございます。

契約年月日が平成25年8月6日、契約金額が680万2,950円、これは先ほど説明させていただきましたが、平中通り線水道管移設工事でございます。契約の相手先は株式会社野上建設でございます。次に契約年月日が平成25年10月21日、契約金額が952万3,500円、これは県道岩出野上線地方特定道路整備工事に伴う配水管移設工事でございます。契約の相手方は新谷鉄工でございます。

(2) の企業債及び一時借入金の概況であります。この企業債につきましては、前年度末現在高が2億7,621万5,565円で、本年度借入額がゼロであります。本年度償還額が1,317万8,817円で、本年度末残高2億6,303万6,748円となっております。

なお、15ページから22ページまでは財務表附属書類及び固定資産明細書、企業債明細書となっておりますが、後ほど御精続いただきます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

(水道課長 中村公彦君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前 11時00分)

再 開

○議長 (小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時43分)

○議長 (小椋孝一君) 水道課長より、議案の訂正の申し出がありますので、これを許します。

水道課長、中村君。

○水道課長 (中村公彦君) 議員各位におかれましては大変お時間をとらせてまして、大変申しわけございませんでした。不手際のこと深くおわび申し上げます。

今議長からお話があった訂正でございますけれども、決算書の5ページと6ページの差しかえをお願いしたいと思います。5ページにつきましては、さきのものと比較していただいて、一番大きくは当年度未処分利益剰余金、この額がちょうど表中の右から3つめの一番下段になるんですけれども、この額が変動してございます。あと6ページでございまして、資本金、資本剰余金が記載をされておらなかったもので、これを表中に記載をしております。処分後残高ということで資本金、資本剰余金を入れまして、それから未処分利益剰余金の1億5,249万2005の、その下段に50万という数字があるんですけど、これにつきましては△を入れる、残高表示ということになります。この記載が漏れてございましたので、訂正とおわびを申し上げます。以上、簡単ですが、よろしくお願ひしたいと思います。大変失礼しました。

○議長 (小椋孝一君) 説明が終わりましたので、監査結果について、報告願います。

代表監査委員、向江君。

(代表監査委員 向江信夫君 登壇)

○代表監査委員 (向江信夫君) 先ほど水道課長から平成25年度の決算について報告がございましたので、私から監査報告をさせていただきます。

23ページをお開きください。

平成25年度紀美野町公営企業歳入歳出決算審査意見書。

平成25年度紀美野町上水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第2項の規定により町長より決算審査の請求を受け慎重審査したところ、執行上に遺漏なく勘定科目と収入、支出票及び証拠書類と符号一致したので、本会計決算は正当であるものと認めました。

ただし、未収金は年々増加しています。水道料金は私法上の債権とされていることから、早期徴収に向けた体制の強化や時効中断を含む的確な時効処理等の実施を行い、未収金の解消に最善を尽くしていただきたい。

平成26年8月26日。紀美野町代表監査委員、向江信夫。紀美野町監査委員、美野勝男。

続きまして、26ページをお開きください。

25年度上水道事業会計の経営健全化審査意見書について、報告いたします。

町長から提出された上水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を行いました。

上水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。

上水道事業会計の資金不足比率は経営健全化基準を下回っている状況であり、指摘すべき事項は特にありません。

平成26年8月26日。紀美野町代表監査委員、向江信夫。紀美野町監査委員、美野勝男。

以上で監査報告を終わらせていただきます。

(代表監査委員 向江信夫君 降壇)

◎日程第14 議案第99号 専決処分の承認を求めることについて

(平成26年度紀美野町一般会計補正予算(第3号)について)

○議長(小椋孝一君) 日程第14、議案第99号、専決処分の承認を求めることについて、(平成26年度紀美野町一般会計補正予算(第3号)について)、議題とします。

説明を願います。総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行 章君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) 議案書の27ページをごらんください。

議案第99号、専決処分の承認を求めることについて。

平成26年度紀美野町一般会計補正予算(第3号)について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定による報告し、承認を求める。

平成26年9月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをごらんください。

専決処分書でございます。

平成26年度紀美野町一般会計補正予算(第3号)について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成26年6月27日提出 紀美野町長 寺本光嘉

理由でございます。過疎地域等自立活性化推進交付金の執行に伴い、所要の補正を行う必要が生じたためでございます。

次のページをごらんください。29ページでございます。

平成26年度紀美野町一般会計補正予算(第3号)。

平成26年度紀美野町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億741万円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月27日提出 紀美野町長 寺本光嘉

議案書の35ページをお開きください。

説明の都合上、歳出から説明させていただきます。

5款、農林水産業費、4項、1目、山村振興総務費で1,000万円の増額補正でございます。この補正につきましては、真国川流域生活圏において、雨山の郷プロジェクトが実施する憩いの郷雨山活性化プロジェクトに対する国の補助金が確定した

ことによります増額補正でございます。

1 ページ戻っていただきまして歳入でございますが、ただいま歳出で御説明を申し上げました事業に対します国の補助金として、歳出と同額の1,000万円の増額補正を14款、国庫支出金、2項、4目、農林水産業費国庫補助金で行ったものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第99号の説明とさせていただきます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

◎日程第15 議案第102号 紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

◎日程第16 議案第101号 紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長 (小椋孝一君) 日程第15、議案第102号、紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について及び日程第16、議案第101号、紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、一括議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長 (宮阪 学君) それでは、議案第102号、101号について、前もって簡単に説明します。なお、議案第100号も関連性がございます。

全ての子供が良質な生育環境を保証し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連制度の財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援の新たな制度が平成27年4月より開始される予定でございます。

この新制度により町は、法律の規定により、国の基準に基づき条例を定める必要があります。議案第102号は、特定教育(幼稚園)・保育施設(保育所)及び特定地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育等)の運営に関する基準を定める条例、議案第101号は、家庭的保育事業(小規模保育等)等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

議案第102号でございますが、新制度では、町の支給認定を受けた子供が町の運営基準を満たした保育所等の施設や事業者を利用した場合、給付が行われます。施設等が適切に運営を行っているかを確認するために、その運営基準である紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型事業の運営に関する基準を定める条例でございます。

なお、子供の支給認定につきましては、3歳から5歳で保育を必要としない子供（幼稚園部門）は1号認定、同じく保育が必要な子供（保育所部門）につきましては2号認定といい、ゼロ歳から2歳で保育が必要な子供（保育所部分）は3号認定と申します。

それでは、議案書66ページをお開きください。

議案第102号、紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

平成26年9月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

児童福祉法の改正に伴い、紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定するものである。

67ページをお開きください。

紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

第1章 総則。

第1条 趣旨。

この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

第2条 定義。

本条につきましては、条例における用語の定義を定めるものでございます。

内容は、基本的には国の基準府令のとおりでございます。

第3条 一般原則。

本条は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の双方に共通の一般的な原則を

定めたもので、内容は国の基準府令のとおりでございます。

69ページ、中段をお開きください。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準。

第1節 利用定員に関する基準。

第4条、本節は、特定教育・保育施設の利用定員に関する基準を定めるもので、内容は国の基準府令のとおりでございます。

第2節 運営に関する基準。

第5条 内容及び手続の説明及び同意。

71ページをお開きください。

第6条 不当な理由のない提供拒否の禁止等。

第7条 あっせん、調整及び要請に対する協力。

72ページをお開きください。

受給資格等の確認。

第9条 支給認定の申請に係る援助。

第10条 心身の状況等の把握。

第11条 小学校等との連携。

第12条 特定教育・保育の提供の記録。

第13条 利用者負担額等の受領。

74ページをお願いします。

第14条 施設型給付費等の額に係る通知等。

第15条 特定教育・保育の取扱方針。

75ページをお願いします。

第16条 特定教育・保育に関する評価等。

第17条 相談及び援助。

第18条 緊急時等の対応。

第19条 支給認定保護者に関する市町村への通知。

第20条 運営規定。

76ページをお願いします。

第21条 勤務体制の確保等。

第22条 利用定員の遵守。

第23条 掲示。

第24条 支給認定子どもを平等に取り扱う原則。

第25条 虐待等の禁止。

第26条 懲戒に係る権限の濫用禁止。

77ページをお願いします。

第27条 秘密保持等。

第28条 情報の提供等。

第29条 利益提供等の禁止。

第30条 苦情解決。

78ページ、中段をお願いいたします。

第31条 地域との連携等。

第32条 事故発生の防止及び発生時の対応。

79ページをお願いします。

第33条 会計の区分。

第34条 記録の整備。

以上5条から34条は、特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めるものです。

内容は、国の基準府令を準じております。

第3節 特例施設型給付費に関する基準。

第35条 特別利用保育の基準。

80ページをお願いします。

第36条 特別利用教育の基準。

35条36条につきましては、特例施設型給付費の支給の対象となる特別利用保育及び特別利用教育に関する基準を定めるものです。内容は、国の基準府令を準じております。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準。

第1節 利用定員に関する基準。

第37条、本節は、特定地域型保育事業の利用定員に関する基準を定めたものです。

内容につきましては、国の基準府令を準じております。

81ページをお願いします。

第2節 運営に関する基準。

第38条 内容及び手続の説明及び同意。

第39条 正当な理由のない提供拒否の禁止等。

82ページをお願いします。

第40条 あっせん、調整及び要請に対する協力。

第41条 心身の状況等の把握。

第42条 特定教育・保育施設等との連携。

83ページ、中段をお願いいたします。

第43条 利用者負担額等の受領。

84ページ、下段をお願いいたします。

第44条 特定地域型保育の取扱方針。

第45条 特定地域型保育に関する評価等。

85ページをお願いします。

第46条 運営規定。

第47条 勤務体制の確保等。

第48条 利用定員の遵守。

第49条 記録の整備。

86ページをお願いいたします。

第50条 準用。

以上38条から50条につきましては、特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）の運営に関する基準を定めるものです。内容は、国の基準府令を準じております。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準。

第51条 特別利用地域型保育の基準。

87ページをお願いいたします。

第52条 特定利用地域型保育の基準。

以上51条、52条につきましては、特例地域型（小規模保育、家庭的保育等）保育給付費の支給の対象となる特別利用地域型保育（1号認定の子どもに対し提供される特定地域型保育）及び特定利用地域型保育（2号認定の子どもに対し提供される特定地域型保育）に関する基準を定めるものです。内容は、国の基準府令を準じております。

附 則

附則第1条 施行期日、この条例は、法の施行日から施行する。

附則第2条 特定保育所に関する特例。

法の附則第6条において、特定保育所（私立の保育所）については、当分の間、施設型給付費制度にかえて委託費の支払いとする経過措置が規定されています。本条は、これを受けて、施設型給付費に係る規定について必要な読みかえをするものでございます。内容は、国の基準府令を準じております。

88ページをお願いいたします。

附則第3条 施設型給付費等に関する経過措置。

法の附則第9条では、1号認定の子どもの施設型給付費の額については、幼稚園に係る現在の国・地方の費用負担状況や都道府県のばらつきを踏まえ、円滑な移行のため、当分の間、全国統一費用部分（義務的経費）と地方単独費用部分（裁量的経費）の合計額とする経過措置が規定されています。本条は、これを受けて、施設型給付費に係る規定について必要な読みかえをするものでございます。内容は、国の基準府令を準じております。

89ページをお願いいたします。

附則第4条 小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置。

附則第5条 連携施設に関する経過措置。

附則第4条5条につきましては、小規模保育所C型（家庭的保育）の利用定員や特定地域型保育事業の連携施設の確保について経過措置を設けるものでございます。内容は国の基準府令のとおりとしていますが、附則第4条の見出しについては、対象が特定の事業に限られていることから、その点を明示しています。

続きまして、議案第101号、43ページから65ページでございます。

新制度において、町は家庭的保育事業の認可を行います。家庭的保育事業とは、少人数でゼロ歳から2歳までの子供を対象として保育を行う事業をいい、事業者が保育を行うために適切な設備等を整備し、適切な運営を行えるように認可の基準となる紀美野町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

それでは、議案書43ページをお開きください。

議案第101号、紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議

会の議決を求める。

平成26年9月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

児童福祉法の改正に伴い、紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものである。

44ページをお開きください。

紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

第1章 総則。

第1条 趣旨。

この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第2条 定義。

本条につきましては、条例における用語の定義を定めるものでございます。

45ページをお開きください。

第3条 最低基準の目的等。

第4条 最低基準と家庭的保育事業等。

3条4条につきましては、最低基準を超えて設備・運営を改善するよう勧告ができるという対事業者向けの内容と条例で定める最低基準自体を向上させる内容でございます。

第5条 家庭的保育事業者等の一般原則。

46ページをお願いします。

第6条 保育所等の連携。

47ページをお願いいたします。

第7条 家庭的保育事業者等と非常災害。

第8条 家庭的保育事業者等の職員の一般的要件。

第9条 家庭的保育事業所等の職員の知識及び技能の向上等。

第10条 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準。

第11条 利用乳幼児を平等に取り扱う原則。

第12条 虐待の禁止。

第13条 懲戒に係る権限の濫用禁止。

48ページをお願いいたします。

第14条 衛生管理等。

第15条 食事。

第16条 食事の提供の特例。

49ページ、下段をお願いいたします。

第17条 利用乳幼児及び職員の健康診断。

50ページをお願いいたします。

第18条 家庭的保育事業所等内部の規程。

第19条 家庭的保育事業所等に備える帳簿。

第20条 秘密保持等。

51ページをお願いいたします。

第21条 苦情への対応。

以上5条から21条までの規定は、家庭的保育事業等に共通の基準を定めるものです。

内容は、国の基準省令を準じております。

第2章 家庭的保育事業。

家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細かな保育を行うものでございます。

第22条 設備の基準。

第23条 職員。

52ページをお願いいたします。

第24条 保育時間。

第25条 保育の内容。

第26条 保護者との連携。

以上22から26条は、家庭的保育事業に固有の基準を定めるものです。内容は、国の基準省令を準じております。

第3章 小規模保育事業。

少人数を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行うものです。

第1節 小規模保育事業の区分。

第27条。

第2節 小規模保育事業A型。

定員が6人から19人で、保育担当は保育士でございます。

53ページをお開きください。

第28条 設備の基準。

55ページをお願いします。

第29条 職員。

第30条 準用。

第3節 小規模保育事業B型。

定員が6人から19人で、保育担当は保育士2分の1以上で、あとは保育従事者でございます。

56ページをお願いいたします。

第31条 職員。

第32条 準用。

57ページ。

第4節 小規模保育事業C型。

定員が6人から10人で、保育担当が家庭的保育者でございます。

第33条 設備の基準。

第34条 職員。

第35条 利用定員。

第36条 準用。

以上27条から36条は、小規模保育事業者に固有の基準を定めるものです。内容は、国の基準省令を準じてございます。

58ページをお願いいたします。

第4章 居宅訪問型保育事業。

障害や疾患などで個別のケアが必要な場合や施設がなくなった地域で、保育が維持する必要がある場合、保護者の自宅において1対1で保育を行うものでございます。

第37条 居宅訪問型保育事業。

第38条 設備及び備品。

第39条 職員。

第40条 居宅訪問型保育連携施設。

第41条 準用。

以上37条から41条は、居宅訪問型保育事業に固有の基準を定めるものでございま

す。内容は、国の基準省令を準じてございます。

59ページをお願いいたします。

第42条 利用定員の設定。

第43条 保育所型事業所内保育事業所の設備の基準。

62ページをお願いいたします。

第44条 保育所型事業所内保育事業所の職員。

第45条 連携施設に関する特例。

第46条 準用。

63ページをお願いいたします。

第47条 小規模型事業所内保育事業の職員。

第48条 準用。

以上42条から48条につきましては、事業所内保育事業に固有の基準を定めるものでございます。内容は、国の基準省令を準じてございます。

64ページをお願いいたします。

附 則

附則第1条 施行期日。

この条例は、法の委任を受けて基準を定めるものです。その施行日は、委任の根拠規定の施行日、整備法の施行日です。

附則第2条 食事の提供の経過措置。

附則第3条 連携施設に関する経過措置。

附則第4条 小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置。

65ページをお願いいたします。

附則第5条 小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置。

附則第2条以下は、食事の提供、連携施設、小規模保育事業B型及び小規模事業所C型の利用定員に関する基準についての経過措置を定めるものです。内容は、国の基準省令を準じてございます。

以上です。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

◎日程第17 議案第100号 紀美野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

る基準を定める条例の制定について

○議長（小椋孝一君） 日程第17、議案第100号、紀美野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議題とします。

説明を願います。総務学事課長、中尾君。

（総務学事課長 中尾隆司君 登壇）

○総務学事課長（中尾隆司君） 議案書の36ページをお願いいたします。

議案第100号、紀美野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

紀美野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

平成26年9月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

児童福祉法の改正に伴い、紀美野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものであります。

次のページをお願いいたします。

紀美野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

これにつきましては、制定理由として子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提携の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による児童福祉法の改正により、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないとなっております。ということで、説明に入りたいと思います。

第1条につきましては、条例の趣旨を定めるものであります。

第2条は、条例における用語の定義を定めるものであります。

第3条は最低基準の目的等、第4条は最低基準と放課後児童健全育成事業者でございます。この3条、4条につきましては、最低基準を超えて設備・運営を改善するよう勧告することができるという、対事業者向けの内容と、条例で定める最低基準自体を向上させるという内容が規定されております。

第5条につきましては、放課後児童健全育成事業の一般原則であります。

次のページをお願いいたします。

第6条は、放課後児童健全育成事業者と非常災害対策でございます。

第7条は、放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件。

第8条は、放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技術の向上等。

第9条は、設備の基準。

次のページをお願いします。

第10条は、職員。

第11条、次のページをお願いいたします。利用者を平等に取り扱う原則。

第12条、虐待等の禁止。

第13条、衛生管理等。

第14条、運営規程。

第15条、放課後児童健全育成事業者が整える帳簿。

第16条、秘密保持等。

次のページをお願いいたします。

第17条、苦情への対応。

第18条、開所時間及び日数。

第19条、保護者との連絡。

第20条、関係機関との連携。

第21条、事故発生時の対応。

以上、第5条から第21条は改正後の児童福祉法第34条の8の2により条例に委任された基準を定めるものでございます。

次、附則でございます。

附則の第1条、この条例制定は児童福祉法の委任を受けて基準を定めるものでございますので、整備法の施行日から施行するということとなります。

附則の第2条は、放課後児童支援員の資格要件に関する経過措置を定めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午後 2時29分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時30分）

◎日程第18 議案第103号 紀美野町認定こども園条例の制定について

○議長（小椋孝一君） 日程第18、議案第103号、紀美野町認定こども園条例の制定について、議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、宮阪君。

（保健福祉課長 宮阪 学君 登壇）

○保健福祉課長（宮阪 学君） それでは、議案第103号、90ページから92ページ、認定こども園について、前もって説明いたします。

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方のよさをあわせ持ったところでございます。保護者が働いている、いないにかかわらず利用ができ、保護者の就労状況、保育にかける、かけないが変化した場合でも通い入れた園を継続して利用できることが大きな特徴でございます。

また、認定こども園には子育て支援の場が用意されており、園に通っていない子供の御家庭も子育ての相談や親子の交流の場への参加など利用することができます。

それでは、議案書90ページをお開きください。

議案第103号、紀美野町認定こども園条例の制定について。

紀美野町認定こども園条例を次のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年9月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

野上第一保育所を認定こども園にするため、紀美野町認定こども園条例を制定するものである。

91ページをお願いいたします。

紀美野町認定こども園条例。

（設置）

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77条。以下「法」という。）に基づく施設として紀美野町認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、紀美野町立きみのこども園。位置、紀美野町動木156番地。

(職員)

第3条 認定こども園を管理運営するため必要な職員を置く。

(事業)

第4条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項、これは保育にかける場合は保育所に入所をさせて保育をするということでございます、の規定に基づく保育所における保育。

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号、これにつきましては幼稚園における基本的な習慣、集団生活、興味、思考力、話の理解、感性、表現力を養うという条でございます、に掲げる目標の達成に向けた教育。

(3) 法第2条第6項に規定する子育て支援センターの業務内容でございます。規定する子育て支援事業のうち、地域における教育及び保育に対する需要に照らし、町長が必要と認める事業。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業。

(入園の資格)

第5条 認定こども園に入園できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 町内に住所を有する児童福祉法第24条、保育にかける場合でございます、規定に該当する保護者が保育する児童。保育所部門でございます。

(2) 前号に掲げるもののほか、町内に住所を有する満3歳から小学校就学の始期に達するまでの児童。幼稚園部門でございます。保育にかけない幼稚園部門でございます。

(入園の制限)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者の入園を拒絶することが、92ページをお開きください、できる。

(1) 感染性疾患を有する者。

(2) 身体虚弱等のため保育に堪えない者。

(3) 前2号に掲げる者のほか、保育等上支障があると認められる者。

(保育料)

第7条 保護者は、町長の指定する期日までに保育料を納付しなければならない。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者については、この限りでない。

（保育料の減免）

第8条 町長は、災害その他特別の理由により保育料を納付することが困難になったと認められる者については、その保育料を減額し、または免除することができる。生活困窮災害ほかでございます。

（退園等）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その保育等を停止させ、または退園させることができる。

- （1）第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- （2）保護者がこの条例またはこの条例に基づく規則に従わないとき。
- （3）保護者が園長のなす保育等上の指示に従わないとき。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による保育等の実施に係る手続については、平成27年4月1日前においても行うことができる。入所申請等の受け付けのためでございます。

なお、保育料等については、現在の保育所条例を参考に、国の来年度予算が示された時点で条例施行規則を定めていきたいと考えております。

以上、説明いたします。

（保健福祉課長 宮阪 学君 降壇）

◎日程第19 議案第104号 紀美野町立学童保育所条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第19、議案第104号、紀美野町立学童保育所条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長 (中尾隆司君) 議案書の93ページをお願いいたします。

議案第104号、紀美野町立学童保育所条例の一部を改正する条例について。

紀美野町立学童保育所条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年9月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

児童福祉法の改正に伴い、紀美野町立学童保育所条例を改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

紀美野町立学童保育所条例の一部を改正する条例。

紀美野町立学童保育所条例の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第1学年から第3学年までの」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

児童福祉法の改正に伴い、事業の対象者が現在第1学年から第3学年までという形になっておりますが、改正によりまして、この条文が削ることになれば、本文としては町内の小学校に就学している児童でということになりますので、全学年対象ということになります。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

◎日程第20 議案第105号 紀美野町保育所条例の一部を改正する条例について

○議長 (小椋孝一君) 日程第20、議案第105号、紀美野町保育所条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長 (宮阪 学君) それでは、95ページをお開きください。

議案第105号、紀美野町保育所条例の一部を改正する条例について。

紀美野町保育所条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年9月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

紀美野町立保育所の一部廃所に伴い、紀美野町保育所条例の改正を行うものである。

96ページをお開きください。

紀美野町保育所条例の一部を改正する条例。

第1条 紀美野町保育所条例（平成18年条例第98号）の一部を次のように改正する。

第2条の表紀美野町立小川保育所の項を削る。

第2条 紀美野町保育所条例の一部を次のように改正する。

第2条の表紀美野町立野上第一保育所の項を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は平成26年10月1日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

説明をいたします。

内容を簡単に説明いたします。小川保育所の入園者数でございますが、平成20年度で地区対象児童数が13名中8名の入園、21年度では7名中4名の入園であり、他の児童につきましては第1保育所、第2保育所への入園でございました。また、集団としての保育ができない状態でもありました。このことから、小川保育所保護者会や小川地区区長会へ相談の結果、やむを得ず平成22年度より休園をいたしました。

本年度の吉野を除く小川地区よりの入園者数でございます。15名中9名が第1保育所、4名が第2保育所、2名が神野保育所へ入園されています。

今後の地区児童数につきましては、2歳から5歳児を見ますと平成27年度では14名、28年度では11名、29年度では10名、30年度では7名と、地区の状況が変わらない限り減少してまいります。また、町内の保育所であれば希望する保育所に入園は可能でございます。保護者の通勤途中の送迎の利便性や延長保育の観点から、第1保育所の新しい施設への入園希望が考えられます。以上のことから、小川保育所の廃園をお願いするものでございます。

また、第1保育所につきましては、認定こども園への変更でございます。別紙、新旧対照表2ページ、3ページをごらんいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

（保健福祉課長 宮阪 学君 降壇）

◎日程第21 議案第106号 和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令事務協議会規約の変更について

○議長（小椋孝一君） 日程第21、議案第106号、和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令事務協議会規約の変更について、議題とします。

説明を願います。消防長、家本君。

（消防長 家本 宏君 登壇）

○消防長（家本 宏君） それでは、議案書97ページをお開きください。

議案第106号、和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令事務協議会規約の変更について。

和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令事務協議会規約を変更することについて、地方自治法第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求める。

平成26年9月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

地方自治法の改正に伴い、和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令事務協議会規約の変更を行うものでございます。

98ページをごらんください。

和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令事務協議会規約の一部を改正する規約。

和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令事務協議会規約（平成25年10月7日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の2第1項」を「第252条の2の2第1項」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日または和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町の協議が整った日のいずれか遅い日から施行する。

簡単に御説明をさせていただきます。今回の改正は地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、本規約に引用しております法律の条項に移動が生じたため、条文の整備を行うものでございます。

なお、詳細につきましては新旧対照表4ページを御確認いただくとともに、何とぞ御

審議の上、御可決賜りますようよろしく願いをいたします。

(消防長 家本 宏君 降壇)

◎日程第22 議案第107号 指定管理者の指定について

(紀美野町雨山水辺公園)

○議長 (小椋孝一君) 日程第22、議案第107号、指定管理者の指定について

(紀美野町雨山水辺公園)を議題とします。

説明を願います。産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長 (大窪茂男君) 議案書の99ページをお願いいたします。

議案第107号、指定管理者の指定について。

紀美野町雨山水辺公園の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成26年9月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

1、指定管理者に管理を行わせる施設。

所在地、紀美野町井堰124番地1。

名称、紀美野町雨山水辺公園。

2、指定管理者に指定する団体。

所在地、紀美野町初生谷10。

名称、雨山の郷プロジェクト。

代表者、岡 博誠。

3、指定する期間。

平成26年10月1日から平成29年3月31日。

平成26年8月1日から8月15日まで公募を行った結果、1団体の応募があったものでございます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午後 2時52分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時10分）

◎日程第23 議案第108号 平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）

○議長（小椋孝一君） 日程第23、議案第108号、紀美野町一般会計補正予算（第4号）について、議題とします。

説明を願います。総務課長、牛居君。

（総務課長 牛居秀行 章君 登壇）

○総務課長（牛居秀行君） 議案書の101ページをお願いいたします。

議案第108号、平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）。

平成26年度紀美野町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,671万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億4,412万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年9月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

議案書の109ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

9款、地方特例交付金、1項、1目、地方特例交付金で24万6,000円の増額補正でございます。これにつきましては、恒久的な減税による減収補填の特例交付金の額の確定によります増額補正でございます。

次に10款、地方交付税、1項、1目、地方交付税で3億1,002万8,000円の増額補正でございます。これにつきましては、今年度の普通交付税の算出額の確定による補正でございます。

次に12款、分担金及び負担金、1項、1目、農林水産業費分担金で51万円の増額補正でございます。内訳といたしまして、台風11号に係る農業用施設補修用材料支給

事業の受益者分担金として36万円、小規模土地改良事業の受益者分担金として15万円となっております。3目、災害復旧費分担金で158万円の増額補正でございます。これにつきましては、農地の災害復旧事業に係る受益者負担金でございます。

次に14款、国庫支出金、1項、3目、災害復旧費国庫負担金で833万7,000円の増額補正でございます。これにつきましては、4カ所分の公共土木施設災害復旧費国庫負担金でございます。

次に14款、国庫支出金、2項、1目、総務費国庫補助金で1億2,115万3,000円の増額補正でございます。これにつきましては、がんばる地域交付金の交付額の確定によります増額補正でございます。

次に15款、県支出金、2項、1目、総務費県補助金で414万7,000円の増額補正でございます。これにつきましては、長谷毛原中学校グラウンド内に新設するヘリポートの県費補助金の交付決定に伴います補正でございます。

次のページ、110ページをお願いいたします。

15款、県支出金、2項、4目、農林水産業費県補助金で287万8,000円の増額補正でございます。内訳といたしまして、農業委員会交付金で199万8,000円、小規模土地改良事業費補助金として30万円、地域活性化アグリビジネス支援事業費補助金で42万円、多面的機能支払推進交付金として16万円となっております。5目、商工費県補助金で488万1,000円の増額補正でございます。これにつきましては、文化センターと中央公民館のトイレの整備補助金でございます。7目、教育費県補助金で15万9,000円の増額補正でございます。これにつきましては、緑育推進「元気な森の子」事業費補助金でございます。8目、災害復旧費県補助金で750万円の増額補正でございますが、これにつきましては、7カ所の農地農業用施設災害復旧事業費の県補助金でございます。9目、消防費県補助金で70万円の増額補正でございます。これにつきましては、消防団員の防火被服の整備に対する補助金でございます。

次に16款、財産収入、1項、1目、財産貸付収入で10万4,000円の増額補正でございます。これにつきましては、かしこ池の上の県営住宅野上団地に隣接する町有地の賃貸料でございます。

次に18款、繰入金、1項、1目、財政調整基金繰入金で3億3,296万7,000円の減額補正でございます。これにつきましては繰越金及び普通交付税の額の確定によります減額補正でございます。

次に19款、繰越金、1項、1目、繰越金で4億9,001万1,000円の増額補正でございます。前年度繰越金の額の確定によります補正でございます。

次に111ページ、20款、諸収入、5項、1目、民生費受託事業収入で172万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては3名の広域入所受託料でございます。

次に21款、町債、1項、3目、衛生債で3,050万円の減額、4目、農林水産業債で2,000万円の減額、5目、商工債で760万円の減額、6目、土木債で5,140万円の減額、7目、消防債で2,290万円の減額、9目、臨時財政対策債で2,522万9,000円の増額、10目、災害復旧費で2,290万円の増額補正でございます。ただいま説明をいたしましたそれぞれの町債の減額及び増額補正につきましては、財源の振りかえ及び事業費の変更によるものでございます。

続きまして112ページ、歳出でございます。

2款、総務費、1項、9目、自治振興費で238万5,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、11節、需用費で109万9,000円の増額。これにつきましては3カ所の集会所の修繕料でございます。15節、工事請負費で128万6,000円の増額。これにつきましては三尾川区民センターの外壁塗装工事費でございます。次に10目、交通安全対策費で35万円の増額。これにつきましては防犯灯設置及び修理補助に係る補正でございます。次に12目、防災諸費で15節、工事請負費として829万6,000円の増額補正でございます。

次に2款、総務費、2項、1目、税務総務費で100万円の増額補正でございます。これにつきましては、法人税の決算申告による還付金でございます。

次に2款、総務費、5項、1目、指定統計費で30万円の増額補正でございます。時間外勤務手当の補正でございます。

次に3款、民生費、1項、3目、老人福祉費で79万5,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、11節、需用費で福祉センターのAEDのバッテリーとパットの交換費用として消耗品費で8万5,000円の増額。23節、償還金、利子及び割引料で過年度返還金として71万円となっております。この返還金につきましては、介護保険低所得利用者負担対策補助金及び認知症施策総合推進事業補助金の額の確定による過年度返還金でございます。

次のページでございます。5目、老人医療費で過年度返還金として19万7,000

円の増額。6目、重度心身障害者医療費で過年度返還金として102万8,000円の増額。7目、子ども医療費、8目、ひとり親家庭医療費につきましても過年度返還金としてそれぞれ21万1,000円、10万9,000円の増額補正でございます。これらにつきましては、各福祉医療費の精算に伴います県費補助金の過年度返還金でございます。

次に11目、国民健康保険事業費で1,105万2,000円の減額補正でございます。この減額につきましては、国保会計の繰越額の確定に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

次に3款、民生費、2項、1目、児童福祉総務費で2,506万7,000円の増額補正でございます。これにつきましては、13節、委託料で小川保育所の解体撤去設計監理委託料として238万7,000円、15節、工事請負費で小川保育所の解体撤去工事費として2,268万円それぞれ増額補正となっております。次に4目、保育所費は財源内訳の変更でございます。

次のページ、114ページでございます。

4款、衛生費、1項、2目、予防費で715万6,000円の増額補正でございます。各種予防接種の委託料でございます。次に3目、母子衛生費で養育医療の補助額の確定による過年度返還金として17万6,000円の増額補正となっております。4目、環境衛生費で781万5,000円の増額補正でございます。美里簡易水道事業特別会計への繰出金の補正でございます。主に人事異動に伴います人件費の補正に係るものでございます。次に5目、成人保健対策費で29万5,000円の増額補正でございます。主に和歌山県がん検診推進支援事業費補助金の額の確定による過年度返還金でございます。

次に4款、衛生費、2項、1目、清掃総務費は財源内訳の変更でございます。次に2目、塵芥処理費で183万1,000円の増額補正でございます。これにつきましては、ごみ収集車として軽トラック1台を購入するものでございます。

次に5款、農林水産業費、1項、1目、農業委員会費で13節、委託料で199万8,000円の増額補正でございます。農地台帳システム改修委託料でございます。次に3目、農業振興費で159万円の増額補正でございます。内訳といたしましては、7節、賃金で14万5,000円、11節、需用費で37万6,000円、次のページ、12節、役務費で30万2,000円、これは雨山水辺公園の浄化槽の検査及び清掃手数料でござ

ざいます。13節、委託料で26万7,000円、これは雨山水辺公園の浄化槽の管理委託料及び施設管理委託料でございまして。19節、負担金、補助及び交付金で農地の保全活動補助として多面的機能支払交付金負担金50万円、それぞれ増額補正となっております。次に4目、耕地総務費で1,000万円の減額補正でございまして。この減額につきましては、山畑農免道路2期工事の今年度負担金の額の確定による減額補正となっております。次に5目、農業用施設維持費で240万円の増額補正でございまして。内訳といたしましては、15節、工事請負費で80万円、16節、原材料費で160万円の増額補正となっております。次に8目、小規模土地改良事業費で堰河用水路改良工事費として100万1,000円の増額補正でございまして。

次に5款、2項、2目、林道維持費で5路線分の林道維持補修工事費として700万円の増額補正でございまして。

次のページ、116ページでございまして。

5款、4項、1目、山村振興総務費の19節、負担金、補助及び交付金で農家民泊開設支援補助としてアグリビジネス支援事業補助金42万円の増額補正を計上してございまして。

次に6款、商工費、1項、2目、観光費で318万円の増額補正でございまして。内訳につきましては11節、需用費で210万円、これは観光パンフレット作製費用と山の家おいしの給水ポンプの修繕料でございまして。18節、備品購入費の108万円につきましては、山の家おいしのレジシステムの購入費用でございまして。

次に7款、土木費、2項、1目、道路橋りょう維持費で1,365万円の増額補正でございまして。内訳といたしましては、15節、工事請負費で1,265万円、16節、原材料費で100万円の増額補正でございまして。次に2目、道路橋りょう新設改良費で1,600万円の増額補正でございまして。内訳といたしましては、15節、工事請負費で1,715万2,000円の増額、22節、補償、補填及び賠償金で115万2,000円の減額補正でございまして。この減額につきましては、町道日浦線の水道管の移設補償費の減額によるものでございまして。

次に7款、4項、1目、公園費は財源内訳の変更でございまして。

次に117ページ、8款、消防費、1項、1目、常備消防費で284万9,000円の増額補正でございまして。内訳といたしましては11節、需用費で消防本部の屋根の修繕料として96万円、15節、工事請負費として39万1,000円の減額、18節、備

品購入費で多目的積載車として軽トラック1台の購入費用228万円の増額補正の計上でございます。次に2目、非常備消防費につきましては財源内訳の変更でございます。

次に9款、教育費、1項、3目、教育諸費で16万1,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては12節、役務費で3,000円、13節、委託料で7万7,000円、これにつきましては小川小学校生徒の間伐体験に係る委託料でございます。14節、使用料及び賃借料で8万1,000円それぞれ増額となっております。

次に9款、2項、1目、学校管理費で小川小学校の給食室の修繕料として10万9,000円の増額補正でございます。

次のページ、118ページでございます。

9款、4項、2目、生涯学習振興費で世界民族祭補助金として19節、負担金、補助及び交付金で60万円の増額補正の計上でございます。次に3目、公民館費で810万2,000円の増額補正でございます。内訳といたしまして11節、需用費で中央公民館の消防設備の修繕料として352万6,000円、13節、委託料で中央公民館のトイレ改修設計委託料として81万5,000円、15節、工事請負費で中央公民館のトイレの改修工事費として376万1,000円それぞれ増額補正をしてございます。次に5目、文化財保護費では、文化財防火対策補助金として19節、負担金、補助及び交付金で1万4,000円の増額補正でございます。次に9目、文化センター管理運営費で539万円の増額補正でございます。13節、委託料で109万3,000円、15節、工事請負費で429万7,000円それぞれ増額となっております。次に11目、自然体験世代交流センター管理運営費で7万6,000円の増額補正でございます。これにつきましては、外部の排水路の修繕料でございます。

次に9款、5項、2目、体育施設管理運営費で10万円の増額補正でございます。これにつきましては、農村センターの冷蔵庫の買い替え費用として18節、備品購入費を増額補正するものでございます。次に3目、国体推進費で29万5,000円の増額補正でございます。時間外手当の補正でございます。

次のページ、119ページ、10款、災害復旧費、1項、1目、道路橋りょう災害復旧費で2,405万円の増額補正でございます。15節、工事請負費の増額補正でございます。内訳につきましては、補助災害復旧工事費として4件分、1,250万円、単独災害復旧工事費として16件分、1,155万円の増額補正となっております。

次に10款、2項、1目、農地農業用施設災害復旧費で1,580万円の増額補正で

ございます。内訳といたしましては、補助災害復旧工事費として7件分、1,500万円、単独災害復旧工事費として1件分、80万円でございます。次に2目、林業施設災害復旧費で単独災害復旧工事費として4件分、15節、工事請負費で240万円の増額補正でございます。

次に12款、諸支出金、1項、1目、財政調整基金費で3億9,357万4,000円の増額補正でございます。積立金の補正でございます。

次に105ページに戻っていただきたいと存じます。

第2表、債務負担行為補正でございます。追加事項といたしまして、紀美野町雨山水辺公園指定管理委託料でございます。平成27年度、28年度分としてそれぞれ30万円の限度額としてございます。

次のページをお開きください。106ページでございます。

第3表、地方債補正でございます。まず追加分といたしまして、災害復旧事業債でございます。限度額につきましては2,290万円、起債の方法といたしましては普通貸借または証券発行、利率につきましては3.5%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とします。次に償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものでございます。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえすることができるとするものでございます。

次に、その下の変更でございますが、限度額の補正でございます。一般単独事業債では限度額を2,890万円減額の2億2,440万円に、辺地対策事業債では760万円減額の4,780万円に、過疎対策事業債では9,590万円減額の2億3,020万円に、臨時財政対策債では2,522万9,000円増額の2億6,522万9,000円にそれぞれ限度額を変更するものでございます。補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上、一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

（総務課長 牛居秀行君 降壇）

◎日程第24 議案第109号 平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第24、議案第109号、平成26年度紀美野町国民

健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議題とします。

説明を願います。住民課長、増谷君。

（住民課長 増谷守哉君 登壇）

○住民課長（増谷守哉君） それでは、議案書の121ページをごらんいただきたいと思ひます。

議案第109号、平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,609万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,615万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉
議案書の126ページをごらんいただきたいと思ひます。

2、歳入でございます。

3款、国庫支出金、2項、1目、特別調整交付金10万8,000円の増額補正でございます。これにつきましては、国保連合会へ実績を報告するための月報の帳票が追加されたため、電算システムの改修を行うものでございます。これに伴う経費につきましては、全額特別調整交付金を充てるものでございます。

次に10款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金で1,105万2,000円の減額補正でございます。これにつきましては、平成25年度会計からの繰入金確定、そしてまた今回の歳出補正に伴う予算調整の結果、一般会計からの繰入金が減額となる補正でございます。

次に11款、繰越金、1項、1目、繰越金4,704万円の増額補正でございます。これにつきましては、平成25年度からの繰入金が確定したための補正となっております。

続きまして、次のページの127ページ、3の歳出でございます。

1款、総務費、1項、1目、委託料で10万8,000円の増額補正でございます。

歳入でも御説明をさせていただきましたが、国保連合会への報告する月報の帳票様式が追加されたため、電算システムの改修のための委託料となっております。

3款、後期高齢者支援金等、1項、1目、後期高齢者支援金6万3,000円の増額補正でございます。これにつきましては、平成26年度当初予算においては概算額を計上させていただいておりましたが、額が確定したことによる補正でございます。

4款、前期高齢者納付金等、1項、1目、前期高齢者納付金の19節、負担金、補助及び交付金で13万9,000円の減額補正でございます。これにつきましても額の確定に伴う減額補正となっております。

次に6款、介護納付金、1項、1目、介護納付金の19節、負担金、補助及び交付金で8万2,000円の減額補正でございます。これも同じく額の確定に伴うものでございます。

次に9款、諸支出金、1項、2目、償還金の23節、償還金、利子及び割り引きで1,266万5,000円の増額補正となっております。これにつきましては、平成25年度の療養給付費等負担金の確定によります還付金の増額補正となっております。

次に同じく9款の3項、1目、財政調整基金費の25節、積立金で2,348万1,000円の増額補正でございます。これにつきましては、前年度繰越金から今回の補正に伴う必要な額を差し引いた金額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上、簡単でございますが、平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

（住民課長 増谷守哉君 降壇）

◎日程第25 議案第110号 平成26年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第25、議案第110号、平成26年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、宮阪君。

（保健福祉課長 宮阪 学君 登壇）

○保健福祉課長（宮阪 学君） それでは、129ページをお開きください。

議案第110号、平成26年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,015万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億109万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年9月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

続きまして、135ページをお開きください。

歳入の部、7款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金3,273万9,000円の補正でございます。内訳につきましては1節、繰越金、内容につきましては繰越金3,273万9,000円でございます。

続きまして、9款、町債、1項、財政安定化基金貸付金、1目、財政安定化基金貸付金1,258万4,000円の減額でございます。1節、財政安定化基金貸付金マイナス1,258万4,000円、財政安定化基金貸付金マイナス1,258万4,000円でございます。内訳につきましては平成25年度決算による収入額15億8,470万6,712円、支出済額が15億5,196万6,532円、歳入歳出差引額が3,274万180円の繰り越しでございました。額の確定でございます。財政安定化基金貸付金につきましては、当初2,231万7,000円を借りる予定でございましたが、繰越金が多くなったための調整でございます。

次のページ、136ページをお開きください。

歳出、4款、諸支出金、1項、諸支出金、2目、償還金、2,015万5,000円の補正でございます。23節、償還金、利子及び割引料2,015万5,000円、過年度返還金2,015万5,000円でございます。内訳につきましては、平成25年度の実績に伴う返還金でございます。内容につきましては、介護給付費、国庫負担金733万9,779円、県負担金573万6,608円、支払基金567万209円、地域支援事業交付金国庫85万4,308円、同じく県費42万7,154円、同じく支払基金12万6,163円、合計2,015万4,216円の返還でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

もう1つ説明させてください。

132ページをお開きください。

第2表、地方債の補正。変更でございます。補正前、財政安定化基金貸付金、限度額2,231万7,000円、起債の方法、普通貸借、利率、無利子、償還の方法、和歌山県介護保険財政安定化基金の貸付条件による。ただし、町財政の都合により償還期限を短縮し、また繰上償還することができる。補正後、限度額973万3,000円、起債の方法、補正前に同じ、利率、補正前に同じ、償還の方法、補正前に同じでございます。

以上で説明を終わります。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

◎日程第26 議案第111号 平成26年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第26、議案第111号、平成26年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、議題とします。

説明を願います。水道課長、中村君。

(水道課長 中村公彦君 登壇)

○水道課長(中村公彦君) 議案書の137ページをお開き願います。

議案第111号、平成26年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

平成26年度紀美野町の美里簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ886万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,643万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

補正の内容について、御説明いたします。今回の補正につきましては、本年4月の人事異動に伴う職員の給料、職員手当等共済費の変動による増額及び25年度決算に伴う繰越金確定による増額分を今回補正でお願いするものでございます。詳細につきましては、当初3名の人件費でお願いしておりましたが、異動後1名が増の4名となっております。

います。これにつきましては、平成26年3月末で1名が退職されておりました、当初で3名の予算計上を認めていただいております、今回の1名の4月による同額となるものでございます。

続きまして、142ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款、1項、繰越金、1目、一般会計繰越金781万5,000円の計上です。これにつきましては、114ページの先ほどの繰越金とリンクしているものでございまして、繰出金、28の環境衛生費から来るものでございます。それから、補正後の額は3,921万円となります。

5款、1項、1目、繰越金105万1,000円、前年度繰越金を計上です。補正後の額は106万1,000円となります。現存予算が1,000円ございました。

それから143ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款、衛生費、1項、簡易水道費、1目、一般管理費につきましては、人事による職員1名の増額でございまして、2節、給料で448万1,000円、3節、職員手当で304万5,000円、4節、共済費で134万円、計886万6,000円でございます。

以上、簡単でございますが、御説明とさせていただきます。

(水道課長 中村公彦君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

散 会

○議長 (小椋孝一君) 本日はこれで散会します。

(午後 3時48分)